資料５

地域公共交通について（中央バス月形線）

R6.5.21
企画振興課地域振興係

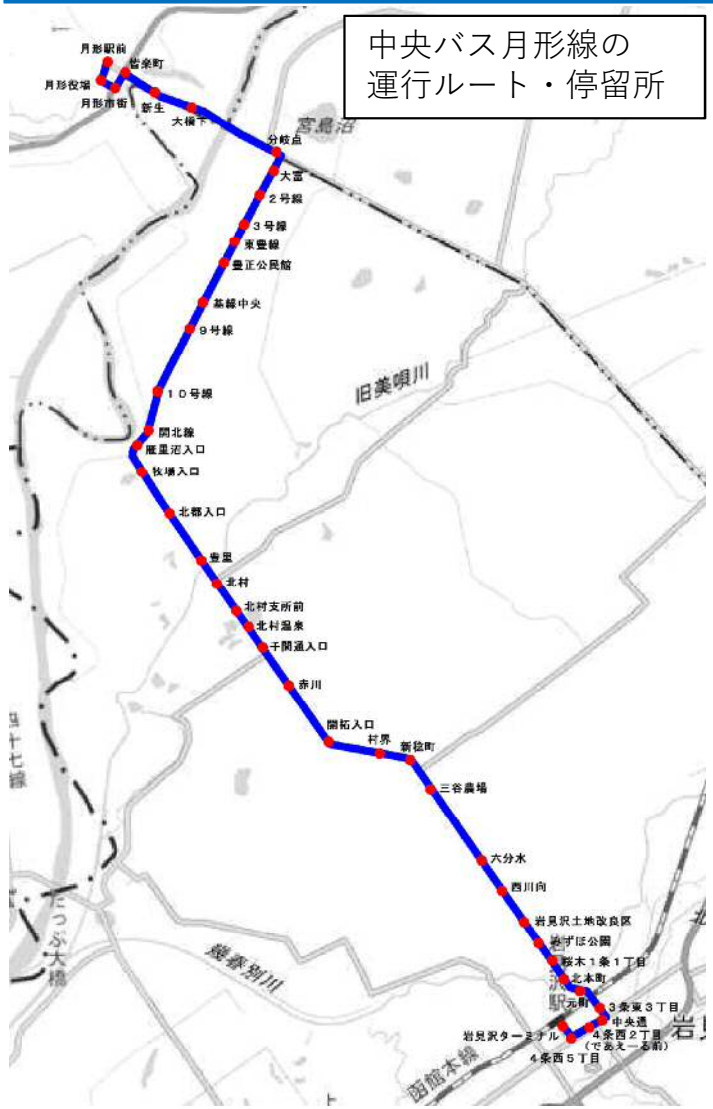

令和７年３月末で中央バス月形線を廃止する旨、中央バスから申し出

→北海道（空知総合振興局）を中心に、代替交通について沿線自治体で協議中

（１）中央バス月形線の概況

■運行区間　岩見沢ターミナル～月形駅前　（距離延長：２３．４km）
■所要時間　片道４１分
■停留所数　４１か所　（岩見沢市内３４か所、美唄市内１か所、月形町内６か所）
■便数　［平日］往路 ５便/ 復路 ５便 ［土日祝］往路２便 / 復路３便
■最大運賃　７８０円

（２）利用状況 （中央バスR5乗降調査 ： 平日1日あたりの利用者数）

往路:岩見沢ﾀｰﾐﾅﾙ→月形駅前［５便計］

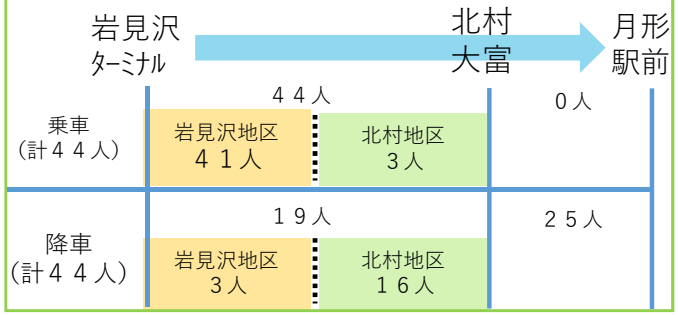

復路:月形駅前→岩見沢ﾀｰﾐﾅﾙ［５便計］

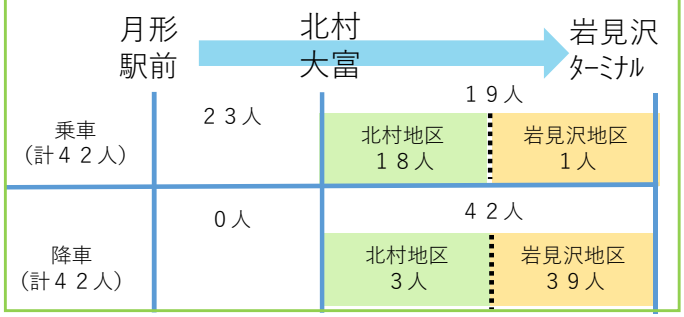

（３）沿線自治体での共通認識

①岩見沢市と月形町を結ぶ唯一の交通手段であることから代替交通を確保する。
②公募（月形町で実施予定）により新たな事業者を選定する。
③中央バス月形線のルート、便数を継承・確保する。停留所などは利用実態を踏まえ検討する。
④運行経費は、財源として国の制度を活用しつつ、不足分は沿線自治体で負担する。
⑤令和6年度は、車両購入等の導入費用として予算措置が必要。

岩見沢月形線（仮称）

地域旅客運送サービス継続事業

実施方針

令和６年５月１５日

岩見沢市

月　形　町

１　目的

北海道中央バス株式会社が運行するバス路線（月形線）の廃止に伴い、影響を受ける住民（岩見沢市、月形町）の日常生活に必要な移動手段を確保するため、地域旅客運送サービス継続事業の実施方針を定める。

２　実施区域

（１）岩見沢市

１条西５丁目、２条西５丁目、３条西５丁目、４条西５丁目、４条西４丁目、４条西３丁目、４条西２丁目、４条西１丁目、４条東１丁目、４条東２丁目、３条東２丁目、２条東２丁目、１条東２丁目、元町１条東２丁目、元町１条東３丁目、元町２条東２丁目、元町２条東１丁目、元町２条東３丁目、北本町西１丁目、北本町東１丁目、緑町１丁目、桜木１条１丁目、西川町、稔町、北村赤川、北村中央、北村栄町、北村豊里、北村豊正

（２）月形町

市北、新生

3　事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況

【サービス内容】継続事業を実施する路線（月形線）

（１） 路線

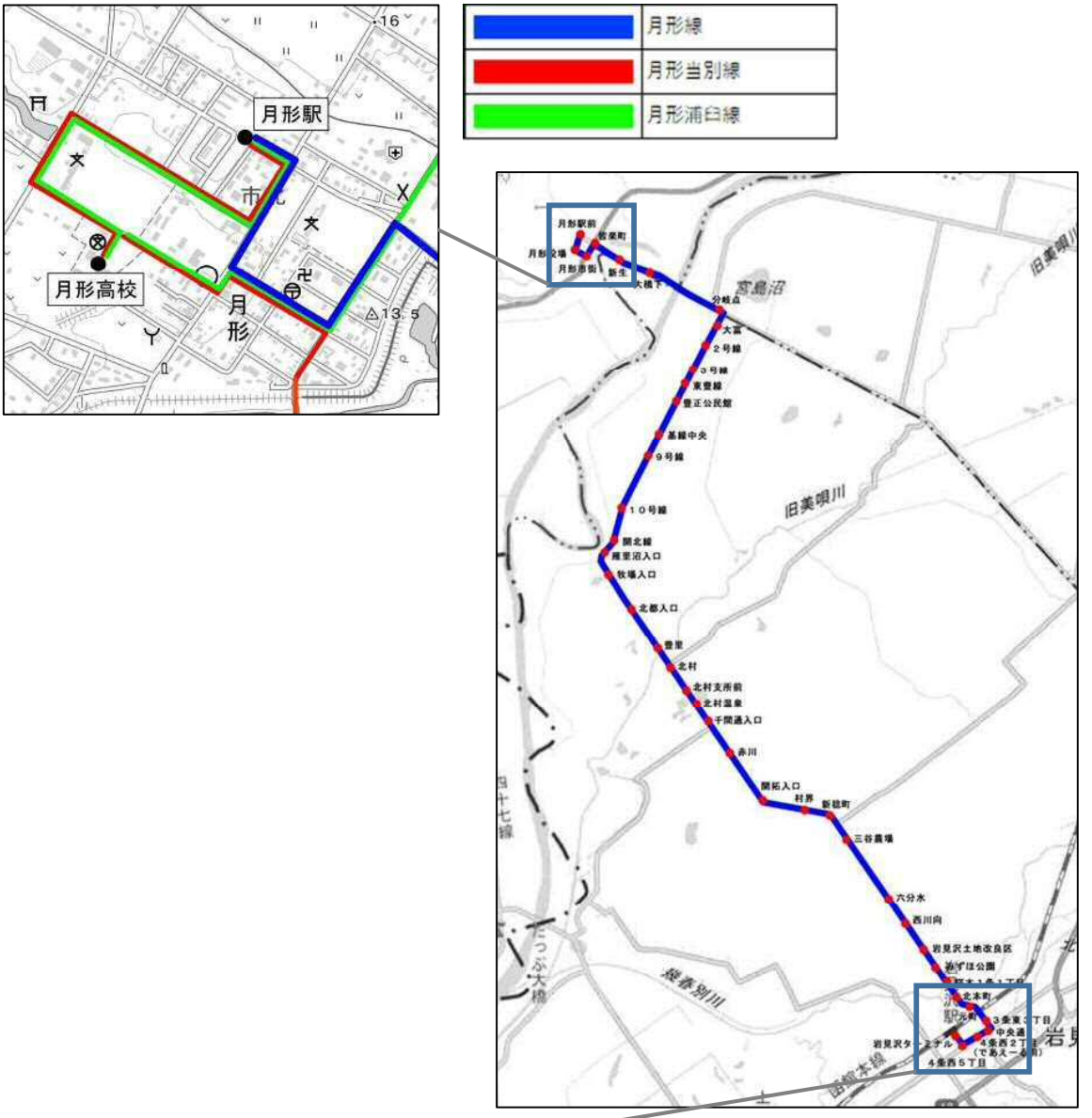

	月形線
	その他の北海道中央バス路線 （かえで団地循環線、日の出台・栄町循環線 鉄北循環線、南町・春日循環線、大和線、幌向線 いわみざわ公園線、三笠線、岩見沢美唄線、夕張線 岩見沢長沼線、岩見沢栗山線、岩見沢由仁線）
	新篠津交通路線（北新線）
	日の出交通路線（東部丘陵線）

（２）運行便数・ダイヤ

路線（系統）名	平日		土日祝		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復			
月形線	５便	５便	３便	２便	北海道中央バス株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行

（３）運賃

①月形線

-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	月形駅前
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大橋下	200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	分岐点	200	200
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2号線	200	200	230
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	豊正公民館	200	200	210	290
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9号線	200	200	210	260	330
-	-	-	-	-	-	-	-	-	開北橋	200	200	210	250	310	370
-	-	-	-	-	-	-	-	北都入口	200	200	230	280	320	360	430
-	-	-	-	-	-	-	北村	200	200	230	290	330	370	420	480
-	-	-	-	-	-	赤川	200	200	250	300	350	390	430	470	550
-	-	-	-	-	開拓入口	200	200	240	300	340	390	430	470	530	580
-	-	-	-	三谷農協	200	200	260	310	360	400	450	490	530	580	630
-	-	-	西川向	200	200	240	320	360	420	460	500	550	590	630	680
-	-	桜木1条1丁目	200	200	240	300	360	400	460	500	530	590	620	660	720
-	3条東3丁目	200	200	220	300	340	400	450	510	550	590	620	660	700	750
岩見沢ターミナル	200	200	200	250	320	380	440	470	530	580	610	650	680	720	780

４　月形線において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（継続旅客運送）に係る運送機関の種類、態様その他の内容

【引き続き実施するサービスの内容】

（１）路線

○青路線…乗合事業者による継続

・運送事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

・態様

路線定期運行

※令和６年度中の北村地区における道道の付替に伴い、北海道中央バスによる経路、停留所設置場所の一部見直しが予定されている。

※継続事業における経路については、中央バス月形線の経路を継承することを基本とし、停留所設置場所については、選定事業者や地域と協議のうえで決定する。

（２）運行便数・ダイヤ・運賃

路線(系統)名	平日		土日祝	
	往	復	往	復
青路線 (月形線)	５便	５便	３便	２便

①運行便数については、中央バス月形線の便数の確保を基本とし、選定事業者と協議のうえ決定する。

②ダイヤは、これまでの利用実態に加えて、利便性の向上を図るものとし、選定事業者や地域と協議のうえで決定する。

（なお、運行開始後も利用状況を踏まえて随時見直す）

③運賃については、南空知公共交通協議会（事務局：空知総合振興局）における運賃部会において協議したうえで決定する。

④北海道中央バスによる令和５年12月の乗降調査結果では、月形線における最大車内人数は17名である。また、午後１時以降の便に限定すると、往復ともに、最大車内人数が10人未満である。このことから、継続事業においては、最大17名が乗車可能な運行体制を確保するとともに、乗車人数10人未満の時間帯においても、効率的に運送可能な車両数・車両サイズを基本とし、選定事業者と協議のうえ決定する。

５　継続旅客運送を実施する者の条件

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。

（３）国税及び地方税を滞納していないこと。

（４）岩見沢市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第３２号）及び月形町暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第１３号）

に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

（５）道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること又は受ける見込みであること。

（６）岩見沢市又は樺戸郡において、３年間にわたる輸送実績があること。

（７）その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

6　地方公共団体による支援内容

（１）運行に係る車両購入費等の準備経費の補助

（２）運行経費の補助

（３）地域住民と連携した利用促進対策

7　実施予定期間

令和７年４月１日～令和１１年３月３１日

8　公募期間

令和６年５月１７日～令和６年５月２７日

9　継続旅客運送を実施する者の選定の方法

（１）岩見沢月形線（仮称）地域旅客運送サービス継続事業として、月形町において公募型プロポーザルを実施

（２）選定にあたっては、岩見沢市、月形町で選出した審査員による審査会を実施

【参考】

・南空知地域公共交通計画　令和６年度～令和１０年度

・岩見沢市地域公共交通計画　令和３年度～令和７年度

・月形町地域公共交通計画　令和６年度～令和１０年度